

令和4年8月17日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の20第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社三菱UFJ銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

（1）変更事項

営業所又は事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
東神戸支店	兵庫県神戸市灘区桜口町 4-1-1-105	兵庫県神戸市中央区明石町 48	令和4年9月5日
横浜中山支店 中山支店	神奈川県横浜市緑区寺山町 89-2	神奈川県横浜市港北区新横浜 3-7-17	令和4年9月12日
岡本駅前支店	兵庫県神戸市東灘区岡本 1-13-7-102	兵庫県神戸市東灘区住吉本町 1-24-25	令和4年9月20日
築地支店	東京都中央区築地 1-10-6	東京都中央区銀座 8-9-1	令和4年9月20日
大倉山支店	神奈川県横浜市港北区大倉山 1-17-8	神奈川県横浜市港北区新横浜 3-7-17	令和4年9月26日
黒川支店	愛知県名古屋市北区田幡 2-13-11	愛知県名古屋市西区浄心 1-1-1	令和4年9月26日

（2）変更の理由

店舗の移転のため